

令和4年5月9日

魚沼市議会議長 関 矢 孝 夫 様

議会運営委員会

委員長 富 永 三 千 敏

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 令和4年第1回魚沼市議会臨時会について  
(2) 魚沼市議会基本条例の検証と見直しについて  
(3) その他
  
- 2 調査の経過 5月9日、委員会を開催し、上記案件について協議した。  
令和4年第1回魚沼市議会臨時会の日程について、招集期日は市長提案のとおり5月16日とし、会期は1日間とした。  
審議予定の付議事件及びその取扱い等については、別紙「令和4年第1回魚沼市議会臨時会付議事件一覧」のとおりとした。  
魚沼市議会基本条例の検証と見直し結果について確認し、今後、全員協議会で報告することとした。

## 議会運営委員会会議録

### 1 調査事件

- (1) 令和4年第1回魚沼市議会臨時会について
- (2) 魚沼市議会基本条例の検証と見直しについて
- (3) その他

2 日 時 令和4年5月9日 午前10時30分

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 大桃俊彦、富永三千敏、大平恭児、志田 貢、渡辺一美、佐藤 肇、森島守人、  
(関矢孝夫議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 内田市長、桑原総務政策部長

7 書 記 佐藤議会事務局長、和田議会事務局次長

### 8 経 過

開 会 (10:30)

#### (1) 令和4年第1回魚沼市議会臨時会について

富永委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

これから議事に入ります。日程第1、令和4年第1回魚沼市議会臨時会についてを議題といたします。(1)招集期日について、執行部から説明を求めます。

内田市長 招集期日につきましては、5月16日をお願いしたいと思います。

富永委員長 ただいま説明があった招集期日について、5月16日でご異議ございませんか。

(異議なし)異議なしと認めます。したがって、招集期日については、説明のとおり5月16日と決定いたしました。

次に、(2)付議事件について、執行部から説明を求めます。

内田市長 付議事件につきましては、お手元に配付の事件一覧のとおりであります。詳細につきましては、総務政策部長から説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

桑原総務政策部長 それでは、お手元の付議事件一覧を基に、順次ご説明申し上げます。事件番号1番、専決処分の承認を求めることについて(専決第8号 令和3年度魚沼市一般会計補正予算第13号)につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付けで予算補正の専決処分を行ったものにつきまして、議会の承認をお願いし

たいとするものであります。当該補正予算の概要であります。歳入歳出のそれぞれから2億7,700万円を減額するものであり、主なものといたしましては、歳入側では、特別交付税及び地方消費税交付金、また、大雪関連として社会資本整備総合交付金などで追加額を計上した一方、コロナ禍における施設使用料等の減額をはじめ、いわゆる県の時短協力金や子育て世帯に対する特別給付金などについて減額したほか、各事業の実績見込みに伴う国県補助金及び市債の減額、財政調整基金及びふるさと結基金からの繰入金について減額調整を行ったものであります。

歳出側におきましては、年度末を迎えたことによる事業費の確定、又は事業の実績見込みの精査を行ったことにより生じた不用額について、減額及び財源内訳の変更を行ったものであります。また、このことに併せまして、地方債についても限度額の補正を行わせていただいております。

続きまして、事件番号2番、専決処分の承認を求めることについて（専決第9号 魚沼市税条例の一部改正について）につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年4月1日から施行されたことに合わせまして、魚沼市税条例につきましても市民税及び固定資産税の関係規定について直ちに整備し、同日付けで施行する必要性が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分による条例の一部改正を行ったことにつきまして、議会の承認をお願いしたいとするものであります。

続きまして、事件番号3番、専決処分の承認を求めることについて（専決第10号 魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について）につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年4月1日から施行されたことに合わせまして、魚沼市国民健康保険税条例につきましても課税限度額について見直すとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免期間の延長規定についても直ちに整備し、同日付けで施行する必要性が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分による条例の一部改正を行ったことにつきまして、議会の承認をお願いしたいとするものであります。

続きまして、事件番号4番、専決処分の承認を求めることについて（専決第11号 魚沼市介護保険条例の一部改正について）につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置に対する国の財政支援が決定したことに伴い、令和4年4月1日以降の保険料減免を適用する上で、直ちに条例改正を行い、同日付けで施行する必要性が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分による条例の一部改正を行ったことにつきまして、議会の承認をお願いしたいとするものであります。

続きまして、事件番号5番、令和4年度魚沼市一般会計補正予算第1号についてであります。当該補正予算の概要であります。旧小出庁舎等の解体工事に係る継続費の設定のほか、歳出側の主なものといたしまして、新型コロナウイルス感染症関連として、4回目のワクチン接種に係る関連費用の追加、陽性患者の自宅療養者に対する食料支援費の不足分の追加、また、福山新田地内におきます光通信ケーブル敷設に係る事業予算の組替を予定しており、加えて、物価高騰等に係る国の緊急補正に盛り込まれた低所得子育て世帯及びひとり親世帯に対する生活支援特別給付金5万円給付事業の追加などを予定しております。これら一連の設定・追加・組替とともに、財源の調整・変更を含めた内容を第1号補正予算としてお願いするものであります。事件番号6番から事件番号10番の人権擁護委

員候補者の推薦につきましては、今年9月30日をもって5人の人権擁護委員が任期満了により退任されることに伴い、10月1日から3年間の任期で就いていただく5人の委員候補者について、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりそれぞれ議会の意見を求めるものであります。なお、新たな委員候補者の推薦書類を6月に管轄する法務局に提出する必要があることから、今臨時会に提案させていただくものであります。説明につきましては、以上でございます。

富永委員長　　今ほど説明のあった市長提出事件について質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。(なし) ないようですので、これで質疑を終結いたします。ただいま説明があった市長提出事件については、これを受けることにしたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、市長提出事件については、これを受けることに決定いたしました。

次に、議長受付事件について、議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長　　議長の受付事件についてご説明いたします。お手元の配付資料をご覧ください。(資料「令和4年第1回魚沼市議会臨時会付議事件一覧(案)」により説明)

富永委員長　　ただいま説明があった件について、質疑を受けたいと思います。ただいまの説明について質疑はございませんか。(なし) ないようですので、これで質疑を終結いたします。議長受付事件については、これを受けることにしたいと思います。ご異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、議長受付事件については、受けることに決定いたしました。次に、(3)付議事件の取扱いについて、ご審議願います。ア、イについて説明を求めます。

佐藤議会事務局長　　今ほどの付議事件の取り扱いについて説明します。(別紙「令和4年第1回魚沼市議会臨時会付議事件一覧」の取扱(案)により説明)

富永委員長　　ただいま説明があった付議事件の取扱いについて、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

渡辺委員　　議案の配付日はいつになるのでしょうか。

佐藤議会事務局長　　臨時会の議案配付は5月12日に配付の予定です。

富永委員長　　そのほか質疑ありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。お諮りいたします。付議事件の取扱いについては、議会事務局長の説明のとおり取扱い案でよろしいでしょうか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。次に、(4)会期について、ご審議願います。議会事務局長に説明を求めます。

佐藤議会事務局長　　会期につきましては、付議事件を勘案して5月16日の1日間とさせていただきたいとするものです。

富永委員長　　ただいまの説明のとおり、会期は5月16日の1日間とすることでご異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、会期は5月16日の1日間とすることに決定いたしました。

この後の日程については、議会内部の調整等になりますので、執行部の報告、協議事項等があればそれを先に行い、なければ、これで執行部からは退席を願うこととしたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。それでは、執行部から協議、報告事項はございませんか。

内田市長 ありません。

富永委員長 委員の皆さんから執行部に対し質疑等ございませんか。(なし) ないようですので、これで執行部からは退席していただきたいと思います。(執行部退席)

## (2) 魚沼市議会基本条例の検証と見直しについて

富永委員長 日程第2、魚沼市議会基本条例の検証と見直しについてを議題といたします。

4月14日の議会運営委員会において検証と見直しを行いましたので、その結果を本日配付しました。ご確認をいただいて、今後の全員協議会で報告させていただきたいと思います。資料について議会事務局長から説明します。

佐藤議会事務局長 (資料「魚沼市議会基本条例」について説明)

富永委員長 ただいまの説明について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

渡辺委員 これまでどおりということがほとんどですが、議長を通じて執行部へ申入れですとか、10条については、今後執行部と協議を続けるということになっています。今後、この委員会で取り組むということによろしいのでしょうか。

富永委員長 この委員会で検討した結果を全員協議会で報告し、確認してもらい、修正があればもう一度見直しをして協議していく必要があるかと思いますが、なければ、全協で報告のあとで議長から執行部へ検討結果を申し出ていただくことで考えています。

渡辺委員 全員協議会はいつ頃開催の予定ですか。

佐藤議会事務局長 先ほど議長・委員長定例会議の中でも話がありましたが、5月の下旬頃に開催したいと考えています。

渡辺委員 全協で承認いただきますと、この公開項目のところ、10条は協議を続けるのはわかるのですが、事務事業評価については、早期にお願いしたいということで議長から申入れをして、今回の決算に間に合うのかどうかということについては、手応えとしてはいかがでしょうか。

佐藤議会事務局長 この件については、今まで執行部へお願いしたことがないわけではなくて、伝えたこともある中で、執行部側もうまく進まないというのがあります。前回の決算のときにも、そういう話をしていたのですが、今回、またこういう意見が出たので、議長から申入れということになるかと思うのですが、なかなか前に進んでいかないという現状もありますので、こちらとしては、継続して申入れを行っていく形になるかと思っています。

渡辺委員 10条のところ、今後執行部へ提案協議を続けるということになっていますが、事務事業評価についても、執行部へ申入れを行うだけではなくて、この10条と同じような取扱いができないのでしょうか。

富永委員長 それについては先ほど説明しましたが、全員協議会で諮った上で、議長を通じて執行部へ申し入れるということですし、10条に関しても以前から申入れをしています。今回議会基本条例全体を見直した結果としての意見を執行部へ説明しますので、その回答をもらってからまたどうするかというのを検討していく必要があるかと思っています。しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (10 : 55)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (10 : 56)

富永委員長 休憩を解き、会議を再開します。今後は全員協議会で確認した後で、議長から申入れを行い、しっかりと前向きに検討してもらえるように働きかけをしていただき、実現するような形にもっていただければと思っています。回答後はまた議会運営委員会で協議できればと考えていますがよろしいでしょうか。(異議なし)では、そのように決定しました。ほかに質疑はありませんか。(なし)なければ質疑を終結します。

### (3) その他

富永委員長 日程第3、その他を議題とします。私から1点ですが、議会運営委員会としての行政視察ですが、視察先希望の提出がありませんでしたので、私と副委員長に一任させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。(異議なし)異議なしと認めます。

佐藤議会事務局長 先ほど臨時会について協議させていただきましたが、今回は臨時会ですので、議長報告については、各委員会報告をしないで、定例会で行うということで例年させていただいていますので、今回もそのような形でさせていただきたいものです。

富永委員長 今ほどの件については、そのようなことでよろしいでしょうか。(異議なし)では、そのように決定しました。ほかに皆さん方から協議事項はございませんか。(なし)ないようですので、その他を終結します。本日の会議録につきましては委員長に一任願います。本日の議会運営委員会はこれで閉会いたします。

閉 会 (11 : 00)